

翻訳は外部業者によるものであり、外務省が内容の正確さを保証するものではありません。

<http://www.incadat.com/> ref.: HC/E/UKe 266

[16/08/1999; High Court (England); First Instance]

Re M. and J. (Abduction) (International Judicial Collaboration) [1999] 3 FCR 721

Reproduced with the express permission of the Royal Courts of Justice.

高等法院

CA 86 of 1999

家事部部

主要登記所

1985 年子の奪取及び監護法

及び

1981 年最高法院法

に関する案件

Re M 及び J

(奪取：国際司法協力)

これは、1999 年 8 月 16 日に公開法廷で言い渡された SINGER 判事の本案件の判決である。17 ページに及び (本ページを含む)、判事によって署名されている。

公開法廷における判決の言い渡しは、いかなる人であれ (判決自体で特定される者、事務弁護士、当事者の代理人となる弁護士以外) その名前や住所、特に子及びその家族構成員の匿名性は厳重に保護されなければならないという厳格な合意を前提としている

判事は、本判決の複写を認めず、これを正本とすることを命じた。

署名: /S/ Peter Singer

日付: 1999 年 8 月 16 日

本件の問題は、M と J と呼ばれる 2 人の子らの合衆国 (実際にはカリフォルニア) への返還を命ずるべきかということである。裁判の過程は異例だが、建設的、かつ願わくば有益である。そこでいかなる報道においても両当事者や住所

の匿名性が保護されるという前提で、この手続きの結審後、公開法廷で判決を言い渡すこととする。

Mは10月で8歳になり、Jは9月で2歳になる、いずれも男の子である。彼らの両親（HとWと呼ぶ）はいずれも28歳で、手続開始申立書の被告2名である。子らは、Wがカリフォルニアにある子らの母方の曾祖母の家から連れてきて、1999年1月2日以降、両親とイングランドに住んでいた。子らの母方の曾祖母は77歳で、本訴訟の原告である。子の返還への取り組みは、基本的には1985年子の奪取及び監護法によってイングランド法に組み込まれた国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に基づいて行われ、訴訟では子らは別々に代弁されない。しかし私は、訴訟の過程で公認事務弁護士にイングランドでの家庭環境の調査を依頼し、後に言及する有用な報告書を得た。

子らは、Wにより、子らの母方の曾祖母への事前の知らせなくイングランドに連れてこられた。よって子らの母方の曾祖母には、賛成や反対を示す機会すらなかった。連れ去り前、子らは全人生を合衆国で暮らしており、そこが出生の地であり常居所でもあった。

子らの母方の曾祖母は、1999年4月1日に訴訟を起こした。彼女の事務弁護士及び代理人は初め、合衆国側の要求に基づきハーグ条約の手続きを行う中央当局である公認事務弁護士部門の子の奪取ユニットに雇われた。

子らの返還は、ハーグ条約第12条に基づいて求められた。また子らの母方の曾祖母は裁判所に対し、固有の権限を行使して子らの返還を命じるよう要求した。

本案件で生じた法と事実の問題は、私が最初に扱ったのは1999年6月14日で、次のように要約される。

1. 子らの母方の曾祖母には、ハーグ条約第3条及び第5条の規定する「監護権」があったのか。またそれを（片方又は両方の子に対し）連れ去りの時点で行使していた、もしくは連れ去りがなければ行使していたのか。
2. どちらかの子に対し「行使していた」場合、当法廷が第12条の要求に基づき直ちにその子の返還命令を出さないような土台を、両親は第13条に基づき築けていたのか。

3. いずれかの子に対し第 13 条で定める状況が確立されていた場合、返還命令への賛否を生じる裁量権を行使すべきか。

4. M の連れ去りが第 3 条の意味で不法であり、J についてはそうではないと認定された場合（本件のような特別な状況では可能性が高い）、J に関して固有の権限に基づき判決を下さなければならないとしたらどうなるか。またその場合の J の特殊な立場は M の問題にどのような影響を与えるか。

家族の年表は、次の通りに要約される。W の家族は、誰もイングランドとは関係がなかった。彼女はカリフォルニアで育ち、10 代の頃に H に出会った。彼は、彼らが現在暮らしているイングランドの町に生まれ、13 歳までイングランドで過ごした。その後、彼の母親と少なくとも数名の兄弟とともにカリフォルニアへ移り住んだ。1998 年 9 月まで彼の家はそこにあった。

M は、1991 年 10 月に両親の間に生まれた。生後数か月間、彼は W と子らの母方の曾祖母の家に住んでいた。1992 年の前半に、両親と M は、自分たちの家を建てた。家族生活が初めて中断されたのは、1992 年 12 月に H がアンフェタミン取引で逮捕された時であった。しかし不運にも、これは最後と言うには程遠かった。W は H を残し、M とともに自分の母親子らの母方の祖母の家に移り住んだ。

1993 年 5 月に麻薬犯罪の有罪判決が出されてから 1994 年 7 月に釈放されるまで、H は刑務所にいた。その後彼は、子らの母方の祖母の家で W と M とともに暮らした。

両親は 1994 年 8 月に結婚した。1995 年初頭、家族は自分たちの家に引っ越したが、その年の 4 月、H は 2 度目の麻薬犯罪の有罪判決を受け収監された。2 度にわたる収監の間の約 9 か月間は、M がそれまで両親と過ごした最も長い期間であった。

1995 年 5 月、W は M の日常的な養育を子らの母方の曾祖母に引き渡した。M はこの年の 1 月にイングランドへ連れ去られるまで、その家で暮らした。1995 年 9 月、子らの母方の曾祖母は（子らの母方の祖母と共同で）ロサンゼルス上位裁判所で訴訟を起こし、M の共同後見人としての指名を求めた。その命令は、

両親から反対されることなく下された。(児童法の観点からの) 施行により、後見人が M に対して親の責任をもつものとして、両親に代わった。

W と (釈放されている期間の) H が、その後どの程度 M と面会していたかは、W の生活や行動の詳細を示すものであり、現在の目的とは関係ないところで問題である。H は、1996 年 10 月に仮釈放され、1996 年 12 月に W との共同生活を再開させた。しかし、1997 年 3 月には詐欺罪で再び刑務所に戻り、1997 年 10 月半ばまで収監された。

したがって彼は、W の妊娠期間中の大半、及び J が生まれた 1997 年 9 月 28 日時点でも一緒には住んでいない。また 1998 年 5 月、次男がまだ 8 か月の時に、H は再び薬物関連の罪で逮捕、収監された。W 自身も、(初めてで唯一の彼女の証言によると) その後薬物の販売に携わるようになった。彼女は 1998 年 6 月 1 日に逮捕され、その結果と再拘留により、生後たった 8 か月の J は子らの母方の曾祖母と兄と暮らすことになった。

1998 年 9 月、H は合衆国から追放され、彼の在留資格は取り消された。ロサンゼルスでの子に関する訴訟への参加許可という特別裁量を除き、合衆国への入国許可は長年にわたり見込めなかった。彼はイングランドに移り、当初は彼の父親の家で暮らし始めた。

1998 年 11 月末にかけて、W は一定の条件のもと仮釈放された。彼女は子らの母方の曾祖母の家へ引っ越し、そこで 2 人の息子と一緒に暮らした。彼女がどの程度子らの日常的な養育義務を引き受けたのかについては論争中だが、彼女と子らとの親交は確実に再開され強化された。

1999 年 1 月 2 日、彼女と H による一方的な秘密の決断がなされ、彼女は息子たちを子らの母方の曾祖母の家からイングランドへと連れ去った。その頃 H は独自の住居を確保しており、それ以来家族は、安全で適切な住居となるはずの家で新たに暮らし始めた。H によると、彼はイングランドへの帰国直後から職に就いている。家庭の経済状況は、質素に暮らせば十分な状況である。両親は、これまでの犯罪行為については忘れ、新たな生活を始動という断固とした決意を述べた。これまでのところ、その決意が失敗したことを示す証拠はない。

本件が開始した時点では、明らかな法的要点と事実が林立していた。後者は主に、合衆国への返還に対する M の反対の強さと隠れた目的、そして彼らに合

致するものが第 13 条にあるとすると、M の 8 歳にも満たない年齢及び実年齢よりも高い成熟度を考慮することが何を提示するのかという問題に関係している。これに関しては報告書を読み、経験豊富な弁護士兼小児精神科医の Dennehy 博士の口証を聞いた。可能ではあったが慣行どおり、いずれの親にも口証は行わなかった。もちろん子らの母方の曾祖母もだ。

子らの母方の曾祖母と子らの母方の祖母（訴訟において現段階では関与していない）は法の定める M の後見人であるが、子らの母方の曾祖母による J の返還要求が、1998 年 6 月以降一緒に住んでいたという事実のみに基づいているという明らかな事項を示すために両者は提案及び論争を展開したが、それを追跡することは現在の目的には必要ない。しかし M の返還が命じられた場合、W はやむなく H を残して、J とともにロサンゼルスへついで行くだろうということは当初から明白だった。そうなれば彼女は上位裁判所へ申し立てを行い、その裁判所の管轄権において、彼女と子らがイングランドへ戻り H との生活を再開できる許可を与えてくれる命令を求めよう。

W の代理人は、第 13 条(b)の観点から、返還することによって子らが直面する状況は、彼らが心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険を生じるため、裁量権を行使し返還に反対するよう求めた。

イングランド当局からすると、M に関してこの抗弁を確立することは困難である。ハーグ条約の原則に基づく返還に影響を受けやすい立場である子であることはほぼ疑いないからだ。現在の目的のために、二つの事件を参照する必要がある。いずれも今年決定した、Re C とよばれる事件である。一つ目の事件 Re C（奪取、心理的被害の重大な危険性、1999 年 1 FLR 1145）で、Ward 控訴院裁判官は以下のように述べている（1154A）。

被害の重大な危険性または耐えがたい状況は、実質的で些細なことではなく、常居所国の裁判所の管轄への望まない返還による必然的に伴う生活の中断、不確実性や懸念に固有の問題を越えた重大さが存すると評価されるものでなければならず、そのためには明確で圧倒的に有利な証拠が必要とされる。

この事件では、本案件同様、返還命令の実施により家族が分断された。母親の夫が彼女と子に同行できなくなった。これに関して、Ward 控訴院判事は次のように述べている（1156）。

彼らは義理の父親が再入国を拒否される可能性を十分に知りながら、合衆国を出た。「クリスマス訪問」に出かけるべきではなかった。家族はそのため無事に戻ることができなくなったのだ。彼ら自身の行動が不利な状況をつくり出し、現在はそれに頼ろうとしている。

この件では、家族が分断される可能性があるにも関わらず返還が命じられた。

2件目の C 事件は、まだ十分な報告がないが、**Butler-Sloss** 控訴院裁判官は、母親によってつくられたその状況を「自らが引き起こしたジレンマ」と述べた。この事件の状況におけるジレンマは、本案件の母親が直面するものと異なっているが、重要なのはいずれも自らが創り出したものだという点である。同意判決の中で、**Thorpe** 控訴院裁判官は次のように述べている（謄本 18 ページ）。

多くの事件で、返還命令は子を重大な心理的被害の危険性にさらすとする主張を公正に分析すると、被申立人は現実には、法廷での抗弁を確立するため、自らの不正行為に依存しているのだという結論に達する。第 13 条(b)の有効性を試すため、事実審判事は不法な奪取の直前のその子の家庭生活において、何が耐え難いものであったかを自問すべきである。答えが乏しいまたは存在しないのであれば、第 13 条(b)の抗弁が支持する状況を仮定するのは難しい。私見では、母親の渡航動機が子の成長に危害を加えている家庭環境から子を連れ去ったのだと限定されれば、第 13 条(b)はその正当な解釈がなされる。無論、家事部の判事には、子を被害の危険性から守るための高度に訓練された直感がある。子を保護する必要性や機会が生じれば、公法だけでなく私法の手続きも行う。しかし、児童法の訴訟における第一の義務は、特殊な分野における子の奪取には及ばない。その分野における第一の義務は、奪取された子の早期返還を確実に行うことである。

返還に反対する W の事件の一つの要因は、逃亡という仮釈放中の違反の結果、彼女はカリフォルニアに到着した途端に逮捕されるであろうということである。子を奪取した親が帰国によって逮捕される可能性は、第 13 条(b)の抗弁に示されるべきではない（L 事件（略取：係属中の刑事訴訟、1999 年 1 FLR 433 を参照）。しかし本件ではその可能性はとりわけ高く、W の収監はかなりの期間に及ぶであろうと言われた。そしてその間彼女が何もできないことで訴訟が効果的に開始され、子らの福祉の面でカリフォルニアで子らの母方の曾祖母と住む方がよいか、イングランドで両親と住む方がよいかを確認される。

司法の精神では、子を被害の危険性から守るとともに、可能であればより有益な養育の選択を保証することも望んでいる。ハーグ条約の根本的な目的は、子に関する福祉の問題が、不法に連れ去られた外国の裁判所ではなく、常居所の国の裁判所によって判断されることを確実にすることである。そして、明らかに不正行為を行った親が長期の収監のため福祉の問題に対処できない状況で返還を実行することは、やや道理に反した原則の追及あることが議論されうる。しかしこの高く評価された効果的な国際条約の要件を順守するつもりであれば、これはまさに事実審判事は非情になって取りかからなければならない弾丸のようなものであり、このような事例では、子の福祉は裁判所の最優先考慮するものであるという蔓延した原則を超越したと言える。これは先に引用した一節の中で、Thorpe 控訴院裁判官が強調していた点である。

諮問が終わりに近づき、W のカリフォルニアへの帰国に合わせて W の逮捕状が発行され、これにより彼女は、保護観察の取り消しを判断する判事のもとに出廷することになった。保護観察官は、自分の違反による結果である以上、本来の実刑判決の残りの刑期を務めるべきである、ということを熱心に主張したようである。

両当事者は、彼らの帰国に際し、子らの状況について議論を交わしていた。両当事者は、その他の問題の中で（しかし子らの視点から最も重点的に）、カリフォルニアへの到着について W と残ることを子らに認めるという条件を受け入れる準備があることことに同意したようである。それまでその管轄権にある裁判所が、裁判の過程で彼らの生活を規制する立場にあり、全ての大人には陳情の機会がある。両者は、イングランドの裁判所がその発効にアンダーテイキングを与えること、また、合衆国の裁判所は同管轄権への子らの到着後に犯された違反については適切に記録すると思われるが、その意図及び効果と共に、規定や条件として記録することについても、準備段階にあるようである。

これまでのところ、イングランドの裁判所がアンダーテイキングを与えることは懸念される。事例によって現在は確立されているが、子に関する事件の範囲規制を、子らの常居所の裁判所の入口を越えないところまで確保するといったアンダーテイキングは、裁判所によって認められるべきではない。それを試みることは、イングランドの裁判所が、そのような状況で、ハーグ条約で返還を求める権限に対して、裁判所の決定権を妨げる福祉の決定を下すべきではない、という重要な方針に抵触する。同様に、少なくともワシントンの国務省において（合衆国が関係する誘拐における現在のハーグ条約の中央当局）、現在は合

理的に十分理解されていることだが、イングランドの裁判所によるそのようなアンダーテイキングの受容は、裁判所の適正な決定権の障害と見なされるべきではない。

しかし、合意及び提案されたアンダーテイキングは、子らを 3 週間ほど母親から引き離すものであり（彼らの視点からは分別よく感じられる）、カリフォルニアで開催される当事者間の聴取の前に無効となる可能性が想定され、また、大人たちが先手を打ってコントロールできないことに対する不満の重大なリスクに支配される。そのような保護観察違反の犯罪過程は、W がその期間子らを養育する能力を取り除くものである。この残された、満たされないものは、私にとって潜在的に深刻で気がかりな（恐らく一時的であったとしても）不安であり、W 及び H や M への不確実性は（そして、制限範囲にも関わらず、彼の限度のある理解、J を理由に）、返還準備における中断の可能性や感情の過程、渡航、入国といういかなるケースでも犠牲にされる。空港で母親が逮捕されるかもしれない、子らが子らの母方の曾祖母に養育される（そのような状況では適切と思われる）という時点まで、不確実性が支配することは、全く魅力的に思えず、子らの利益から考えても同様である。

**RB 事件**（略取：子の反対、1998 年 1 FLR 422）の控訴院による決定は、例外であり、ハーグ条約の命令が適切に出されることと、両親が妥協しないことや不寛容が大惨事を引き起こし、子らを圧倒することが、どのように関係しているかが立証されている、と **Thorpe** 控訴院判事は示唆した（427H）。

重要なのは（略）、裁判所のシステムがそれぞれの権限で等しく協力して行動できることである。一度、初めての決定が確立すると、以降の模範となる。条約の効果的な使用は、司法機能協力においてよい機会である。オランダの判事およびイングランドの判事は将来の訴訟において、可能であれば直接話し合いをすべきである。

**Butler - Sloss** 控訴院判事はこれに同調し、その提案を承認する。

合衆国への帰国で W に何が起こるかという最良の、しかし非常に不正確な情報が利用できるという観点から、両者の代理人に判決の前に他の義務が課せられた 2 日の間に、提案の結果を示した。それは害を及ぼすことなく、審理を容易にするのに役立つかもしれない、必要があれば直接司法の話し合いにより、不確実性を明らかにする。両者の代理人は同意し、私は公認事務弁護士部門の子

の奪取ユニットによる支援を行使した。そのような主導権は第 7 条の範囲と意向に含まれ、それにより中央当局は「子の迅速な返還を確保し、及びこの条約の他の目的を達成するため、相互に協力し、及びそれぞれの国内における権限のある当局の間の協力を促進する。」と命じている。条文は、中央当局を明確にするため、現在の目的に関連する範囲まで続く。「全ての適当な措置をとる。(略) (b) 暫定措置をとり、又はとらせることによって、子に対する更なる危害又は利害関係者に対する不利益を防止すること。」および「(c) 子の任意の返還を確保し、又は問題の友好的な解決をもたらすこと。」

その結果、子の奪取ユニットによって見込みがないと証明された最初の審理の後のある晩、カリフォルニアの上位級裁判所でロサンゼルス郡の刑事裁判の監督判事を務める **Gary Ferrari** 判事と電話連絡をとった。我々の会話を予測して、彼は **W** の事件を熟知しており、我々の話し合いを聞かせるため検事を同席させていた。逮捕状を発令した彼は、**W** の逮捕について保釈を支持しなかった。私は彼に、家族歴やハーグ条約の裁判の性質、**W** が両方の子らを連れてカリフォルニアへ帰国するという結果の見込み、裁判所命令に違反した観点から彼女に待ち構えている不確実性、子らがどこで誰と暮らすべきかという最終的な問題は、彼の同僚の一人によって効率的に解決されるかもしれないという希望について概説した。

**Ferrari** 判事は非常に慎重に示唆した。福祉問題を取り扱うカリフォルニアの裁判所において、もし両親が変化を求めたり、子らの母方の曾祖母や子らの母方の祖母が勝訴して **M** の後見人の命令を取り下げたりした場合に、(成功すれば) 子らをイングランドへ返還させ、父親と家族生活を再開させる、ということ視野に入れて起こると思われる審理が不満に満ちて、妨害され、遅れるといった状況は避けたい。検事の同意によって、彼は逮捕状を撤回、却下し、**W** を保護観察に戻し、裁判記録に基づいて我々の話し合いを議事録にし、そして子に関わる問題が解決するまで (**W** のカリフォルニアへの帰国に関し) これ以上の措置はとらない、ということを確認することを可能とした。翌日、彼は正確に反映した命令を下し、私に写しをファックスした。これは何よりの助けとなった。

加えて、彼はロサンゼルス上位裁判所家族法部の監督判事である **Paul Gutman** 判事へ直接連絡をとるよう指示した。翌晩 **Gutman** 判事と話す前に両者を訪れ、**Ferrari** 判事との話し合いを説明し、結果と (入手可能な時に) 命令の写しを持参した。それから母親の代理人 **Marcus Scott-Manderson** 氏と子らの母方の

曾祖母の代理人 **Richard Harrison** 氏と共に三者間通話を開始した。彼らは、W と子らがカリフォルニアへ帰国後、合意が当事者間の聴取で迅速にされるかどうか、また、帰国に関して、子らの立場を規制し、聴取を保留にする何らかの命令を準備しており、もし適当と判断すれば、彼らはそれぞれ、また、母親からも引き離されることになるということを確認としていた場合について、**Gutman** 判事と話し合いをすべきであるということに同意した。

**Gutman** 判事とは、本件について初めて一定の時間話す機会があった。公平な状況説明を希望して聴取に臨んだこと、そして実際の結果の可能性を彼に伝えた。私の要求は、彼の裁判所及び常居所の裁判所が子らの将来の福祉について対処することを可能とすること、そしてそれは母親が収監されているとは絶望的であることを説明した。私は、彼の管轄権において自分が干渉できないことを憂慮していることを強調した。

話し合いの本質的な結果は、**Gutman** 判事がカリフォルニアで制定されているいかなる子の監護訴訟も確実とするため、最善を尽くすということであり、妥当な調査にふさわしい、優遇された地位が与えられるということである。彼と私は、最終結果がやや遅れていること、特にもしその結果が母親と子のイングランドへの帰国の場合、早いほどダメージは少なく、当初の子らの母方の曾祖母の家からの連れ去りとハーグ条約訴訟の複合効果について、両者と子らが知っておく必要がある、ということに同意した。逆に、無論、子らの将来が子らの母方の曾祖母のもとに残るべきだと証明されたら、カリフォルニアへの帰国後直ちに解決しなければならない。また、**Gutman** 判事は、喜んでアンダーテイキングを支持することを示唆した。また、子らの返還について、直ちに暫定的な立場を規制する規定についても同様である。すなわち（両者は現段階で同意していると思われる）M の後見人の命令に関わらず、両方の子らは引き続きW が養育をすべきである。

その前日、話し合いの要約を当事者間へ回覧した（合衆国の 2 人の判事と子の奪取ユニットへも回覧した）。

私は、両代理人に対し、話し合いの過程において、1999 年 6 月 18 日に再開された聴取が、訴訟の取り決めの判決によってではなく、延期されることが念頭にあるということ、簡潔に説明した。結局そうしたのだが、子らの母方の曾祖母の代理としての提案にも関わらず、私が本条約の事件を終結しなければならない。本条約とまさに国内の規則が調査を必要とすることは無論認識している。

本条約の第 11 条および 1991 年家族手続に関する規則の 6.10 の規則には精通している。しかし、児童法の事件としては意図した遅れは建設的になり得るので、ハーグ条約の事件において証明できるかもしれない、という考えもあった。私の論理は、遅延の期間によって大人たちがより自分自身や子らの状況について、私の同僚との話し合いから考慮された簡素化、明確化の結果という観点から考慮することを可能にすることで、彼らの帰国において母親と子らを待ち望むことになる、ということである。私は W と子らの母方の曾祖母との間の会話頻度が回復するかもしれないということを感じてに足る理由を得た。私は、（実際に感謝したと聞いたが）まさに安心感が彼女の第 13 条の弁護から、実在の政策を取り除いたとしても、直ちに収監される脅威が取り払われることに W が感謝することを期待した。私は子らの母方の曾祖母に、子らが合衆国へ返還されるかどうかという闘争の先にある、決定が必要な真の問題、すなわちイングランドへ帰国するかどうか、ということが理解しているかもしれないと期待した。それは不可能ではないが、時間を要し、両当事者は、仮に全体的でなくとも少なくとも部分的な合意に辿り着く可能性があると思われた。また私は、適切なハーグ条約事件の選択肢としての、控訴院の調停による比較的最近の導入部にはうんざりしており、誘拐事件の分野における詳細な調査の認識が間もなく本格化することになる。

そこで本条約と 1985 年法が反映するその他の考慮に対する調査目的を調整した。第 7 条(c)次の要求を課すること（中央当局の（認められた）義務のひとつとして）「全ての適当な措置をとる。（略）(c)子の任意の返還を確保し、又は問題の友好的な解決をもたらすこと」。第 5 章で裁判所に与えられた権威のもと、実行してよい。「申請が決定される前ならいつでも、そのような暫定的な指示を与えることは、子の福祉の確保の目的に見合うと思われる」。

これまでのところ、子の福祉が憂慮されているが、それは M が彼の現在の学期について結論を出す、少なくとも結論へ近づけるために言われていることのように思われた。Gutman 判事は、イングランド到着以来の家族の活動と現在の状況の明示に関する追加報告と情報に、後に感謝した、と言った。最終的に、彼の視点では、W が帰国に先立ってカリフォルニアで無料弁護を受けることで、しばらくの間、恐らく訴訟が予定通りに始められることが可能である、ということの説明した。

そこで、次にロンドンで開催可能な 1999 年 7 月 12 日まで本件を延期した。両親と子らの自宅及び社会的状況の調査のため、公認事務弁護士を招き、聴取の

報告書作成のために可能な範囲で彼に権限を与え、（彼がその権限を利用することはなかったが）関係する地元当局の仲介によって審理を実施した。公認事務弁護士部門の代表は先に、そのような報告書が、第7条(d)で定める、中央当局は「直接に又は仲介者を通じて（略）全ての適当な措置をとる（略）(d)望ましい場合には、子の社会的背景に関する情報を交換すること。」という要求と見なすということを探ねることは妥当であると、同意した。

私はこの聴取の結果を **Gutman** 判事と **Ferrari** 判事に E メールで伝え、追って命令の写しを両氏へファックスで送った。**Ferrari** 判事の継続的な関与は非常に有益であり、事件ファイルのレビューの結果という点において、「全くの利益なしに」合衆国の裁判記録から浮上する、W が子の傷害に関係しているのではないかという疑いを一掃することを可能とした、ということをつけ加えるべきである。

7月12日に本件が再開する際に、我々は確かに重要な一步を進めたが、不幸にも後退もした。両親は、子らの返還命令反対の撤回に素直に同意した。その効果に対する同意審決の草案が準備されていたが、それは組み込まれたアンダーテイキングも関係し、同意はまだ制定されていなかった。不調和の重要な分野は、子らの母方の曾祖母の立場が移行することに関係する。彼女と子らの母方の祖母は、当面の間を熟考の機会ととらえ、入国に関し、いずれの子ども W の元に残すことを認める準備はしていなかったが、カリフォルニアへの到着と同時に彼女の身体的監護への返還を望んでいた。しかし現時点までには、W にはカリフォルニアでの法的代理人が確保されている。フライトが一時的に翌週に予定されたことで、中断された期間は、現在の行き詰まりを解消するための試みを可能とした。

その間、再び **Gutman** 判事と複数回話す機会があった。彼には、当事者間の急な通知によって、いつであっても、同意がなくても、異議を受け入れる準備があり、彼の管轄権に彼らが到着する以前に、子らのために暫定的に迅速に同意を規制するための準備があった。この事件では、これが 1999年7月28日以前に起こると準備が不可能であると証明した。しかし、繰り返しになるが、遅延は私見では全体的に有益である。これにより、W と子らの騒動の可能性や、空港での激しい議論の後に、W が提案された通り、義理の母親と J のみと過ごす方法を探っている間に、子らの母方の曾祖母が監護の命令のもと、M を彼女の家へ連れて行く、という不満足な結果について、彼らや子らの母方の曾祖母に対する怒りが回避された。子らの母方の曾祖母および両者代理人の出席のもと、

**Gutman** 判事は、**W** と子らの母方の曾祖母によってのみではなく、子らの母方の祖母によっても提案され、同意されたアンダーテイキングと規定の交渉を行った。その結果、1999年7月30日、そのようなアンダーテイキングを組み込んだ、両方の子の返還の同意審決を下した。

この過程の着手は（結論に辿り着くまでには明らかに6週間かかる）、6月中旬に課した強制的な命令によって起こりうる結果を大いに上回り、不確実性や不調和、衝突が広まる可能性を考慮しても、家族全体の利益、しかし特に子らのためであると信じている。そのような司法の協力過程が成功するかどうかは、無論本質的で、裁判所は可能な限り、当事者を合意のものと議論に導かなければならない。判事間の会話に関係した実用的で豊富な情報が、全ての関係者に早急に行き渡るようにすることが、現時点では重要であると提案する。しかし適切なケースにおいては、別々の管轄権にいる判事どうしが会話をし、協力できる場合に、本来の利益が受けられるということを期待する。

**Gutman** 判事及び **Ferrari** 判事が共同で協力してくれたことに対し、多大なる感謝の意を表明したい。全ての議論において明らかであった最大の関心事は、あらゆる段階において子らへ最前の結果を確保することであった。自国の訴訟において干渉と見なされる行為に対しても、両氏は不快感を示すことはなかった。こうした点が、交渉された結果に寄与する機会となったことは、明らかに喜ばしいことである。

また、公認事務弁護士部門による裁判所への多大な支援にも感謝の意を表す。彼の代理によって作成された、家庭や両親、子らへの訪問一覧の彼の報告書は3週間で準備され、他の審理は続行した。より事実に基づく情報を含むことは、後に **Gutman** 判事の助けとなり、調査や評価が必要となる可能性がある不安な部分をその報告書が強調していたことも、また同様である。公認事務弁護士の報告書は、非常に有益な提案で結論づけられており、結果として、カリフォルニアの裁判所は、母親がイングランドへ帰国することを認める意向である。その他の事件で価値ある可能性としてだけでなく、想像力に富んだ建設的な独創性を示すものとして、全てを記録する。それは次の通りである。

もし母親が子らとカリフォルニアへ戻り、カリフォルニアの裁判所が子らのカリフォルニアへの留置を決定したら、その管轄権が関与する限り、本件は終了となる。しかしながら、もし母親がカリフォルニアから永久に子らを連れ去り、イングランドへ住むことが認められた場合の予防手段を探していると言ったら、

それはカリフォルニアの裁判所にとっては助けとなり、イングランド及びウェールズの高等法院の管轄権のもとに提示することを可能とするであろう。もし子らのイングランドへの返還が示唆されたら、彼らは被後見人を決定すべきであり、私は喜んで彼らの代理として召喚状を出す。私は彼らの友人の次として（法廷代理人）、配置を監視し、福祉を確保する。

私はその後 12 か月間の子らの進展について、高等法院へ報告書を提出する（カリフォルニアの上位裁判所へ写しを送る）。何らかの理由で配置が決裂したら、高等法院は、カリフォルニアへの返還によって、若しくはイングランドに留まることによって、子らの最善の利益が与えられるか、決定することになる。地元の社会福祉課には、裁判から子らを保護するために、介入する機会が与えられる。もし配置が成功したら、適切な考慮期間の後に、本後見人裁判は終了となる。

要するに、本件で適用されている裁判では、W が、彼女と子らの合衆国への不本意な返還を、憤慨することなく受け入れることを可能としなければ、子らに影響が及ぶ。それは、到着と同時に子らの差し迫った状況に関する不確実性や不安を一掃することや、到着に先立って福祉闘争の法的解決策の枠組みを整備すること、判決が本管轄権への返還となった場合に子らへ適切な支援を提供することである。